

事業譲渡等

1 意義

(1) 意義

合併、会社分割、株式交換・株式移転は、企業どおしの合従連衡を組織法的な方法で行うものであったが、純粋な契約関係で合従連衡を行う場合がある。それが事業譲渡等の規律となる。

会社法では、事業の全部の譲渡、重要な一部の譲渡、事業全部の譲受け、事業全部の賃貸・経営の委任・損益共通契約¹、事後設立²について規定しており、いずれも原則として株主総会特別決議が必要という規制を設けている（467）。

ここでは、上場会社で問題となりやすい事業譲渡を中心に説明する。

(2) 独占禁止法

事業譲渡等も独占禁止法の規制が及ぶ。具体的には、次の場合で一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、また不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない（独占禁止法 16）。

- i 事業の全部または重要部分の譲受け
- ii 事業上の固定資産の全部または重要部分の譲受け
- iii 事業の全部または重要部分の賃借
- iv 事業の全部または重要部分の経営の受任
- v 事業上の損益全部の共通契約

2 事業譲渡等の契約

事業譲渡等を行うには、まず当事会社全社で契約を締結する必要がある。もっとも、事業譲渡等の契約の内容について特段の規制はなく、締結された契約内容が事業譲渡等に該当すれば、原則株主総会特別決議が必要ということになるのである。

ここで問題となりやすいのは、事業譲渡の意味である。判例によれば、「営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法 25 条（現行会社法 21 条）に定める競争禁止義務を負う結果を伴うもの」というのがその定義であり、譲渡会社が競争禁止義務を負う場合を定めた 21 条の事業の譲渡と同じ意味であるという³。これに対しては、

¹ 以上をあわせて、ここでは「事業譲渡等」ということにする。

² 事後設立とは、会社成立後 2 年以内に、その成立前から存在する財産についてその事業のために継続して使用するものを取得することをいう（467 I ⑤）。上場会社ではまず問題とならないので、ここでは触れない。

³ 最判昭和 40・9・22 民集 19-6-1600。会社法制定前は、「事業」ではなく「営業」という言葉を使用している点に注

株主総会特別決議が必要な事業譲渡とは、一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産の譲渡であればよいのであって、事業の受け継ぎや競業避
止義務を負うか否かは関係がないという学説も有力である。

後述するように、事業譲渡を行うには原則株主総会特別決議が必要だが、判例に従えば、
決議が必要となる事業譲渡と言えるかどうかは、事業の受け継ぎあるいは法律上当然に競
業避止義務を負うか否かが一つのメルクマールになるといえる。

3 株主総会特別決議

(1) 原則

事業譲渡等を行う場合の手続的規制は、他の組織再編と比べると少なく、法律上は効力
発生日までに株主総会特別決議が必要とされるだけである⁴ (467 I、309 II ⑩)。効力発
生日がいつかについて規定はないので、契約上で事業譲渡等の効力が発生する日と考えるこ
とになろう。

なお、事業全部の譲受けが問題となる場合で、譲り受ける資産の中に譲受会社が発行す
る株式が含まれている場合は、取締役は、上記株主総会において当該株式に関する事項を
説明しなければならない (467 II)。

(2) 簡易事業譲渡

事業譲渡等に関しても、簡易事業譲渡等があり、基準はほぼ会社分割と同様である。

すなわち、まず、事業の重要な一部譲渡する場合の譲渡会社において、譲り渡す資産の
帳簿価格が総資産⁵の5分の1以下である場合に株主総会決議は不要である (467 I ②括弧
書)。

また、事業全部の譲り受ける場合の譲受会社において、対価の帳簿価格の譲受会社の純
資産⁶の合計額の5分の1以下である場合に株主総会決議は不要である (468 II)。ただし、
その場合でも、反対株主の買取請求に係る会社の公告 (469 III、IV、社債株式振替 161 I)
の日から2週間以内に簡易譲受に反対の通知をした議決権ある株主の株式数が、特別決議
を行う際の株主総会の定足数の3分の1を超える場合⁷は、やはり株主総会特別決議が必要
となる (468 III、規則 138 ①乃至③)。

(3) 略式事業譲渡等

事業譲渡等においても、一当事会社が他の当事会社の総議決権の10分の9以上の株式
を有している場合を特別支配会社⁸といい、このような特別支配関係がある場合は被支配会

意。

⁴ 債権者異議手続も用意されていない。

⁵ 総資産の計算方法は規則 134 で規定されているが、会社分割の分割会社の場合と同様、負債、資本基準で計算される。

⁶ 純資産の計算方法は規則 135 で規定している。内容は吸収分割における承継会社の簡易分割と同様である。

⁷ この反対株式の数は正確には規則 138 で定めてあり、趣旨は簡易分割の場合と同じで、要は定足数ぎりぎりの出席数
だった場合には特別決議を阻止できるだけの数であることを意味する。また、これより少ない数を定款で定めてもよい
(規則 138 ④) が、上場会社では想定されないであろう。

⁸ 完全子会社、完全子法人が有する株式を含めて計算して10分の9以上であればよい (規則 136)。

社において株主総会特別決議を必要としない(468 I)。趣旨は他の組織再編と同様である。ただし、他の組織再編と異なり、略式組織再編差止請求権に該当する仕組みは存在しない。したがって、略式事業譲渡等により株主総会決議が省略される場合の事業譲渡等の有効性は、一般の契約法理で考えることになると思われる。

4 公正取引委員会への届出

一定規模以上の会社どおしで事業譲渡等を行う場合、それより30日以上前までに譲受会社において公正取引委員会に届け出る必要がある。ただし、同一企業集団内での事業譲渡に関しては届出義務はない(独占禁止16II但書)。届出義務が生じる場合は、次のとおりである。

すなわち、譲受会社の国内売上高合計額が200億円を超える場合において、i 事業の全部を譲渡する会社の国内売上高合計額が30億円を超える場合、ii 重要な一部の事業または事業上の固定資産を譲り受ける場合で、当該譲り受けの対象部分に係る国内売上高合計額が30億円を超える場合、である(独占禁止16II本文)。

この届出受理の日から30日間は、事業譲渡ができない(独占禁止16III、10VIII本文)。そのため、遡って、事業譲渡より30日以上前にはこの届出が必要となる。ただし、公正取引委員会がその必要があると判断した場合は、これを短縮できる(独占禁止法15III、10VIII但書)。

5 反対株主の買取請求

事業譲渡等に反対の株主には、株式買取請求権が生じる(469)。ここでいう反対株主とは、株主総会(種類株主総会も含む)に先だって反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会で反対をした株主であるが(469II①イ)、当該株主総会で議決権を行使できない株主(議決権制限株主等)がいれば、当該株主はすべて反対株主に含まれる(469II①ロ)、簡易譲渡、略式譲渡が行われる場合は、全ての株主がこれに含まれる(469II②)。

ただし、事業全部の譲渡をする場合で、同時に解散決議もされた場合は株式買取請求権は発生しない(469I但書)。

株式買取請求権の手続については既に説明済みなので、ここでは繰り返さない。

新株予約権買取請求権は存在しない。

6 事業譲渡等の効果

(1) 一般

事業譲渡等そのものは、契約上の効果なので、会社法上特別の規定は設けられていない。そのため、譲渡される事業の対象となる個別の資産については個別に対抗要件を備えざるを得ず、譲渡財産に債務も含まれる場合は、個別に債務引受けの手続も取らざるを得ない。したがって、債権者が債務引受に承諾しないと、結局、当該債務を譲受会社に引き継ぐこ

とができないという事態が生じてしまう⁹。

事業譲渡等の瑕疵に関する規律も特別には存在せず、一般の契約法理の瑕疵の場合として処理するしかない。

(2) 競業避止義務

事業を譲渡した後は、譲渡会社は競業避止義務を負い¹⁰、当事者の別段の意思表示がない限り、同一市町村（東京都にあっては同一区）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内では、事業譲渡の日から 20 年間は同一の事業を行うことができない（21Ⅰ）。譲渡会社の競業避止義務は特約で 30 年に延ばすことができる（21Ⅱ）。また、それ以外の場合でも、譲渡会社は不正の競争の目的をもって同一の事業を行うことはできない（21Ⅲ）。

(3) 譲受会社の責任等

既に述べたように、事業譲渡が行われても、債務について個別に債務引き受けの手続を取らないと、法的に債務が移転することはない。しかし逆に、事業譲渡が行われた場合で、譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合、債権者からすると譲受会社が当然に債務を引き継いでいるものと思われ、あるいはそもそも当該事業の経営主体変わったこと自体認識できない場合もあり得る。そこで、事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合は、譲受会社も譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う（22Ⅰ）。また、例え商号そのものでなくても、営業主体として用いられている名称があり、それが譲受会社で継続使用されるような場合は、本条が類推適用される場合もあり得る¹¹。

商号を引き続き使用する譲受会社としては、譲り受け後遅滞なく、①譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨の登記をした場合、または②譲受会社及び譲渡会社から第三者に対し譲受会社が責任を負わない旨の通知をした場合は、譲受会社はその責任を免れる（22Ⅱ）。

商号の続用により譲受会社が譲渡会社の事業の債務の責任を負う場合、譲渡会社の責任は、事業譲渡から 2 年以内に請求または請求の予告をしないと、その期間経過により消滅する（22Ⅲ）。

上記の裏の関係として、譲渡会社の事業に債務を負っている者は、事業譲渡により商号の続用があった場合は、例え事業譲渡によりその債権が譲受会社に移転していなくても、善意・無重過失で譲受会社に弁済すれば、弁済の効力が生じる（22Ⅳ）。

商号の続用がない場合であっても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は譲受会社に対して弁済の請求ができる（23Ⅰ）。この場合の譲渡会社の責任は、当該広告から 2 年以内に請求またはその予告をしない債権者に対してはその期間経過により消滅する（23Ⅱ）。

⁹ ただし、例外として、本文で後述する（3）参照。

¹⁰ 既に述べたように、判例に従えば、むしろ法律上当然に競業避止義務を負うような譲渡行為が事業譲渡なのである。

¹¹ 預託金会員制ゴルフクラブの名称が事業譲渡後も譲受会社が継続使用していた場合に、本条と同趣旨の旧商法の規定の類推適用により譲受会社の預託金返還義務を認めたものとして、最判 16・2・20 民集 58-2-367。